

会議の運営について(案)

議会日程に配慮し、月 1 ~ 2 回で 3 月までに 10 回程度開催する。

1 回につき原則 2 時間とする（最大でも 3 時間）。

会場は、原則議会の委員会室とし、府市交互に設定する。

協議会においては、委員自らが資料説明や意見表明を行い、お互いに議論を行う（事務局との質疑は原則なし）。

事務局は、各委員の具体的な指示のもと、委員提出資料の作成、必要なデータ等の情報や資料の収集等を行う。

委員提出資料の責任は、委員に帰属する。

委員の代理出席は認めない。

委員が交代する場合は、会派から府市の議長に新委員の名簿を提出すること

各委員への協議会開催通知は、開催日確定後、速やかに行う。
出欠確認

協議会開催の周知は、あらかじめ報道機関へ情報提供する。